

## 平成28年度第6回大磯町自治基本条例町民委員会 結果概要

○日時 平成29年3月28日（火）10:00～10:40

○場所 本庁舎4階第1会議室

○出席者 委員6名出席

○事務局 町民課職員

○傍聴者 6名

○会議記録

### 1. 議題

(1) 大磯町自治基本条例町民委員会の検討及び見直しに関する答申について

#### 【議論のまとめ】

- ・別紙のとおり答申書を決定。

#### ◎意見交換内容

- 答申書が提出され、町民参画のルールを今後検討していくことになるが、行政等で勉強会を開催して、来年度、別の検討委員会を開催するなど、今後の具体的なプロセスを教えてほしい(委員)。
- 行政内部で各課等の代表を集め、町民委員会の答申書の結果の内容について研究し、町民参画のルールづくりの議論をし、議会の皆様とも説明や協議した上で、条例をどう生かすか検討する必要があると考えている(事務局)。
- 共通ルールの議論はいいが、各セクションで事業の内容や性質が異なるため、住民参画をどの時点でどのように取り入れるかは難しい。また、統一したルールも大事だが、事務的な意見しか出なくなる恐れもあるので、事業の執行状況と平行して十分に検討していくべきではないか(委員)。
- 住民参画の結果、多様な意見が出てくることで、混乱が生じることも想定できる。最終的には議会が決定することを基本にしながら、その結果を町全体に周知する必要がある。そして、ルールづくりに関しては、試験運用期間を設け、住民参画を実施することに努めるべきだが、今までトライ&エラーという取り組みはされていたのであろうか(委員)。
- 各自治体によって住民参加の手法や手順が違うので、運用は議論の結果になるのではないかと。今回議論したことは、期待感が大きく膨らんで記述されたが、実際は住民参画の手順を明確に線引きせず、決めたルールに基づいて運用し、その結果を踏まえてルールを修正するという取り組みがなかったのではないかと。(委員長)。
- 答申書の短い文言に今までの多くの議論の結果がすべて網羅されている。「すべての町政において尊重されるべき理念条例である」は、必要な条例であることを確認し、「手順や運用の解釈の違いによる誤解が生じている」は、運用してきた結果が改めて確認された。町民にとって自分たちの声が町制に反映されている実感が高くなるような方策が必要であり、町民の貴重な意見と利害関係の意見を分けて、運用に生かしていく工夫が必要である。それについては、「現状に見合った慎重で適切な運用」とある(委員)。
- 実際の運用にあたって、解釈の違いが生じてしまうことは問題であるので、運用ルールを決め

たら、住民も町もそれに従って行動し、その結果、ルールが問題となれば、それを修正するというトライ&エラーを繰り返していくものである。理念としての条例自体に大きな問題があるわけではないので、運用上のルールを定めてスタートラインに立ち、前向きに住民参加ができるような運用を構成していくことが大事である（委員長）。

- 見直しを始めるときに、行政職員のアンケート結果から、事業を進めていく上でこの条例が障害になっているような意見があった。今回改正はしないということで、行政に疑問を持つ町民はこの回答に満足できるのか不安がある（委員）。
- これまでの議論や中間とりまとめの指摘により課題が明確になり、これらを解決するために行政と住民との間でたたき合いながらルールを決めていくかなどは、町の判断になるのではないかと。行政側や住民側に不安はあるだろうが、住民参加のルールの構築は大変な時間と作業が必要であり、現に吉田茂邸を1つ守るためにも25年以上の時間が経過している。議論を重ねていかなければ、正しい運用はできないのではないかと。（委員長）。
- 実際に運用してまわっていき事案だったら問題ないが、意見が異なり、それが平行線で前に進めない状態になってしまった場合に、専門家が入った第三者機関から助言をいただき、検討を委ねるような考えは町にあるのか（委員）。
- 審議会は町長の諮問機関であり、町長が設置を決定する。ただ、住民要望に基づいて審議会を設けることは当然ある（委員長）。
- この答申は、各分野で活躍されている皆様の意見が集約され、まとまった内容にできている。ただ、この答申を受けて町がルールづくりに取り組むことが宿題になる。住民参加は、地域性、住民性、自治体の財政状況など、様々な条件があり、それが変化する。また、自治体の財政状況が良ければ、各事業が住民のために進めることができるのだが、財政が厳しい自治体は住民に不利益なことが生じるので、町もその状況に応じて対応していただきたい。この問題は自治体共通であり、町もルールづくりにがんばって取り組んでいただきたい（委員）。
- すべての行政の執行事業は住民のニーズから始まる。ニーズを調査して事業を計画するとき、パブリックコメントなどの住民参画を用い、その意見をできる限り生かした事業計画を立てて実際に執行する過程が多いと思う。これまでもやってこられたと思うが、事業執行後の意見や感想などを町民から聞くことを充実させることも効果的な運用につながり、そういった町民の声が次の事業に反映されると、町民と行政との関係におけるまちづくりがレベルアップしていくものではないかと感じた（委員）。
- たとえば、「明るくたくましい青少年の育つ町」というような猛漢とした計画に基づいて事業を執行するという曖昧な計画体系をとっている。また、期待感が強い逐条解説などの関連資料や、理念が大きく描かれた条例など、条例のあり方の問題については指摘ができたと考える。できれば行政構造に踏み込む議論をすべきだが、吉田邸を守るのに長い年月が経過したことから、同様に時間を要するが、第1歩である。（委員長）。
- 答申書の内容については、ただちに条文の改正をする必要はなく、理念としてとても重要な条例だという認識ができたが、住民参画はうまく機能していなく、その指摘内容は中間とりまとめで示したとおりで、住民の不信感、行政職員の町民に対する不信感を招いていることが大磯町の現状である。それを解決するためにこの委員会で答えを出し、条文を修正するまではとてもできない。しかし、そのゴールであるPDCAサイクルを含めた行政の制度設計に向かって、

中間とりまとめの内容を行政と住民で1つ1つ丁寧に議論して考えるべきである。日本では住民が行政に依存する面が多く、住民が行政を批判するが、行政と住民は一体である。一定のルールに基づき、方針が49対51の多数決で決まったならば、49側の方々は51側の方針に従って行動し、その結果を踏まえて再び議論する姿勢が大切なことである。最後に、住民参加は妨げるべきではないが、専門性のある議論においてはその主旨を理解いただくとともに、互いの意見を尊重しながら、大磯町がよりよいまちづくりに進んで行けば、この答申書も生きてくるのではないか。今までは絶対的に良いものという印象が強かった条例だったが、大磯町が初めて全国に先駆けて条例を運用していくことをお願いしたい。なお、委員の皆様から本日要望をいただいているので、その点を反映し、そのプロセスで情報公開することを忘れないように、運用基準作りに取り組んでいただきたい（委員長）。

## 2. その他

◎委嘱期間は3月31日に終了する。会議終了後、答申書を町長に提出する（事務局）。

以上